

議案第17号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

審査申出書への審査申出人の押印を不要とする等の改正を行うもの。

小松島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(審査の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに記名_____しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p>	<p>削る</p> <p>改正</p>

<p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u>_____しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p>	<p>削る</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u>_____しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p>	<p>改正</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u>_____しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>改正</p>